

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、最寄りの県民センター・事務所にご相談ください(徴収の猶予：地方税法第 15 条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、最寄りの県民センター・事務所にご相談ください(申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の6)。

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

相談窓口

窓口	担当課	電話番号	所在地
東部県民センター 納税部	納税第二課	0852-32-5632	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎2階
東部県民センター 隠岐税務部	税務課	08512-2-9617	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎3階
東部県民センター 雲南事務所	納税課	0854-42-9520	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎1階
東部県民センター 出雲事務所	納税課	0853-30-5532	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎2階
西部県民センター 税務部	納税課	0855-29-5523	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1階
西部県民センター 県央事務所	納税課	0854-84-9576	大田市大田町大田イ236-4 あすてらす2階
西部県民センター 益田事務所	納税課	0856-31-9516	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2階

個人住民税、固定資産税及び軽自動車税種別割などの市町村税については、各市町村にお問い合わせください。